

資循第 383 号

栃木県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定による栃木県資源循環推進計画を策定するに当たり、同条第 3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和 7（2025）年 3 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮 問 理 由 書

本県では、廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 5 第 1 項の規定により、平成 13 (2001) 年度に栃木県廃棄物処理計画を策定しました。

その後、3 度の計画見直しを経て、令和 2 (2020) 年度には、令和 3 (2021) 年度から 5 か年間を計画期間とする栃木県資源循環推進計画に名称を変更して改めて策定し、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進、不適正処理の防止、災害廃棄物等の処理体制の整備並びに廃棄物処理施設の整備促進等に取り組んできたところです。

この度、同計画の計画期間の終期が令和 7 (2025) 年度であることから、令和 8 (2026) 年度以降の新たな資源循環推進計画の策定に着手することとしました。

次期計画では、本県における廃棄物の発生及び処理の実態を踏まえ、廃棄物に関する今日的な課題や社会情勢の変化等に応じた本県の廃棄物処理の基本的方向を定めることで、更なる廃棄物の減量と適正処理及び資源循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えております。

ついては、次期栃木県資源循環推進計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

次期栃木県資源循環推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県では、令和3（2021）年3月に「栃木県資源循環推進計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を推進してきた。

この間、県民や事業者による廃棄物の発生抑制・再生利用等の取組は進展しているが、天然資源の消費を抑制し循環型社会の形成を進めるためには、食品ロス削減や海洋プラスチックごみ対策などの世界的な課題にも対応しつつ、より一層の3Rの推進や最終処分量の削減、必要な廃棄物処理施設の整備促進等に継続して取り組むことが必要である。

また、近年、国内では毎年のように大規模な災害が発生し、大量に生ずる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、現行計画の計画期間の終期が令和7（2025）年度であることから、令和8（2026）年度以降の新たな栃木県資源循環推進計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画であり、本県の廃棄物処理に関する施策の基本となるものであるとともに、栃木県環境基本計画の部門計画として位置付けられるものである。

3 計画期間

この計画は、おおむね10年後を展望した上で、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年間を計画期間とする。

4 計画の内容

この計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量化及び適正処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における(2)～(4)に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

5 計画の策定方針

この計画は、これまでの取組状況や新たな課題を踏まえ、廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の方針により策定する。

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行や気候変動の影響を見据え、強靱かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を進める。
- (2) 資源循環を巡る社会情勢や国際的動向、本県における廃棄物の発生及び処理の状況を踏まえ、新たな将来像や目標、施策の方向性を示す。
- (3) 国の第五次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた循環型社会形成に向けた取組の方向性を参考とし、本県の実状に応じた施策等を位置付ける。
- (4) 次期栃木県環境基本計画や栃木県気候変動対策推進計画などの関連計画との整合を図る。

6 計画策定の方法

この計画は、次の方法により策定する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、栃木県環境審議会及び各市町の意見を聴き、計画に反映させる。
- (2) 広く県民、事業者等の意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。
- (3) 庁内における検討、調整及び決定は、とちぎ環境立県推進本部において行う。

7 計画策定の日程

この計画は、令和7（2025）年度末を目途に策定する。なお、主要な日程は、おおむね次のとおりである。

日 程	審 議 会	備 考
令和7（2025）年3月	環境審議会【諮問】	専門部会を設置
6月	専門部会【審議】（現状と課題）	市町への意見聴取
8月	専門部会【審議】（骨子案）	
11月		パブリックコメントの実施 市町への意見照会
令和8（2026）年1月	専門部会【審議】（計画案）	
2月	環境審議会【答申】	
3月		計画の決定・公表

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（都道府県廃棄物処理計画）

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。